

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第60号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）</p> <p>第16条 施行日から令和6年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第57条の規定にかかわらず、100分の3とする。</p>	<p>附 則 （住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）</p> <p>第16条 施行日から令和9年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第57条の規定にかかわらず、100分の3とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。